

指定訪問介護事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

令和 7 年度の特定事業所加算の算定について（通知）

特定事業所加算（以下「加算」という。）の算定については、既に加算を算定している事業所が 4 月以降も引き続き加算算定するに当たり、加算の要件によっては、職員の割合や重度要介護者等の利用者の割合について、前年度の実績を確認する必要があります。

つきましては、前年度（令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月まで。）の実績を確認し、加算要件を満たさない場合又は区分が変更となる場合は、下記の届出書を提出してください。

（但し、引き続き加算（区分の変更がない場合に限る）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

なお、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新規及び再開を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用者の割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1 提出書類

- （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- （2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- （3）特定事業所加算に係る届出書（勤務形態一覧表等必要な添付書類を含む。）
- （4）必要な計算書
（別紙 7-2 有資格者等の割合の参考計算書、
別紙 9-3 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書）

2 提出期限 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

※ 令和 7 年 4 月 1 日付で介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の変更がある場合は、特定事業所加算の変更と併せて一度に提出してください。

3 提出方法 電子申請・届出システム（厚生労働省）、郵送、持参

4 提出先 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ
〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

5 その他

特定事業所加算の算定には、人材要件、重度要介護者等対応要件以外にも適合すべき要件があるため、別紙「特定事業所加算点検シート」により、自己点検を行ってください。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ 訪問介護担当
〒760 8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
電 話：（087）832-3269